

## 伊丹市上下水道局制限付一般競争入札公告共通事項

### 1. 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 伊丹市契約に関する規則（平成3年伊丹市規則第37号。以下「規則」という。）第14条に規定する指名競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (2) 当該入札に係る工事の工種について建設業法の規定による建設業の許可（4,000万円以上（建築一式工事の場合は6,000万円以上）の工事を下請させる場合には特定建設業の許可）を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）、廃止前の和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）がなされていないこと。
- (5) 当該入札参加申込期間の最終日から入札日までの間に、伊丹市上下水道局入札参加停止基準に基づく入札参加停止又は建設業法第28条の規定による営業停止の処分を受けていないこと。

また、伊丹市上下水道局（以下「本局」という。）と参加者との間で参加者の責に帰すべき事由による履行遅滞や不完全履行が存在しないこと。
- (6) 当該入札に係る工事の設計業務受託者と資本又は人事面等において次のいずれかに該当すると認められる建設業者でないこと。
  - ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又は当該受託者の出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
  - イ 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
  - ウ その他当該受託者との間において特別な提携関係があると本局が認めた建設業者
- (7) 建設業法に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（最新分で、入札書受付締切日現在有効なもの）の当該入札に係る工事の工種の総合評定値が公告に定める範囲内の数値であること。
- (8) 配置予定技術者について
  - ア 建設業法に規定する対象工事の工種の技術者（4,000万円以上（建築一式工事の場合は6,000万円以上）の工事を下請させる場合には監理技術者）を当該工事に配置できること。ただし、3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）については専任で配置できること。
  - イ 監理技術者について、建設業法第26条第3項但書の規定に基づき、**監理技術者が工事を兼務しようとする場合（以下、「特例監理技術者」という。）は、下記の要件をすべて満たす場合でなければならない。**

- 1) 兼務しようとする数が、建設業法第26条第4項の規定で定められる範囲内であること。
- 2) 設計図書・公告等において、特例監理技術者を認めない旨の記載がないこと。
- 3) 兼務する工事の施工場所が、伊丹市及びその隣接市（尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市、豊中市、池田市）内にあること。
- 4) 兼務しようとする工事の契約金額がいずれも2億円以下であること。

ウ 請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の伊丹市内の工事については、専任配置の技術者と経営管理責任者（建設業法第7条第1号、第15条第1号）及び営業所の専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）との兼務はできる。

エ 配置する技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な（入札参加申請日以前に3ヵ月以上）雇用関係を有している者に限る。

オ 入札参加申込書を提出するときに配置予定技術者を特定できない場合は複数の候補者（3人を限度とする。）の記載を認めるものとする。本工事に届出のあった技術者を重複して他の工事の配置予定の技術者とする場合で、他の工事を落札したことにより、本工事に予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札公告に定める入札参加資格要件（以下「資格要件」という。）を満たしていない入札とし、無効とする。

カ 落札者は、契約期間中、本工事に届出をした配置予定技術者を当該工事現場に配置すること。なお、病欠、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は当該配置予定技術者を変更することは認めない。

(9) 公告の日現在において国税又は地方税を滞納していないこと。

(10) 電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）案件への参加にあたっては、電子署名法に基づく電子認証カードを取得し、本局の電子入札システムに接続可能なものであって、当該電子認証カードを使用し入札参加資格確認申請受付締切日までに電子入札システム上で利用者登録手続きを完了していること。

(11) 地域条件を設定する場合において公告に記載されている「本店」「支店」については、建設業法上の許可を有しているもののみを対象とし、支社、営業所等その名称の如何を問わないものとする。

## 2. 契約条項を示す場所及び期間

伊丹市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業契約に関する規程において準用する伊丹市契約に関する規則ならびに工事請負契約約款については、本局経営企画課において閲覧に供する。

(1) 期間 公告の日から入札日までの間の開庁日

(2) 時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

## 3. 入札参加資格の申請、審査及び通知

### (1) 電子入札案件

電子入札案件に参加を希望する者は、公告に定める期日までに、次に掲げる書類の内ア及びイを電子入札システムにより送信し、イに係る添付資料（記載されている事項を

証明する書類)及びウについては書類を電子化(PDF等)できる場合は、上記イとともに競争参加資格確認申請書に添付し、電子化できない場合は、本局経営企画課に持参するかFAXにより資料を提出しなければならない。なお、FAXの場合は送信後、本局経営企画課へ電話し受信の確認をすること。審査の結果は公告に定める期日までに電子入札システムの競争参加資格確認通知書により通知する。(経営企画課電話番号：072-783-1600、FAX番号：072-783-4609)

- ア 競争参加資格確認申請書(電子入札システム内にあります。)
  - イ 施工実績及び配置予定技術者届(様式2)  
(電子入札システム内本局のページ参照。参加者名等必要事項を入力し、競争参加資格確認申請書の添付資料として送信すること。)
  - ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (2) 書面による直接入札(以下「紙入札」という。)案件
- 紙入札案件に参加を希望する者は、次に掲げる書類を公告の日から公告に定める期日までの開庁日の午前9時から午後5時(正午から午後1時までの間を除く。)に本局経営企画課へ提出しなければならない。(郵送による提出は認めない。)審査の結果は公告に定める期日までに申込者に競争参加資格確認通知書により通知する。
- ア 競争参加資格確認申請書(様式1)
  - イ 施工実績及び配置予定技術者届(様式2)
  - ウ イに係る添付資料(記載されている事項を証明する書類)
  - エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
  - オ 入札参加資格審査結果通知用封筒(送付先を記載し、84円切手を貼付したもの)

#### 4. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本局に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

電子入札案件において説明を求める場合は、公告に定める期日までに、電子入札システムの「参加資格なし」に対する理由請求画面よりその旨を入力し送信すること。期日までに請求があった場合は、これに対し公告に定める期日までに電子入札システムにより回答する。

紙入札案件において説明を求める場合は、公告に定める期日までに、書面(書式は任意)により本局経営企画課に申し出るものとする。書面は持参によるものとし、返信先を記載し84円切手を貼付した封筒をあわせて提出するものとする。なお、回答は公告に定める期日までに書面により行う。

#### 5. 設計図書等の閲覧及び交付

- (1) 入札に付する工事の設計図面、仕様書及び内訳明細書(以下「設計図書」という。)は、次のとおり閲覧に供する。

- ア 場所 伊丹市上下水道局経営企画課
- イ 期間 公告の日から入札日までの開庁日
- ウ 時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

- (2) 設計図書等の交付は、入札参加申込のあった者のうち入札参加資格があると認められた者に対してのみ、電子データにて交付するものとする。交付の方法については審査結果通知書にホームページから取得するためのパスワードを記載するので、各自ホームページからダウンロードすること。

#### 6. 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に関する質問がある場合は、公告に定める期日までに、各案件の質疑書（指定様式）に図面番号及び質問事項等を入力し、電子メールの添付ファイルとして本局経営企画課メールアドレスまで送信すること。その際、送信する電子メールの件名は参加希望の案件名称とし、ファイル名は入札参加者の商号または名称に変更すること。
- (2) 上記の質問に対する回答は、電子入札においては公告に定める期日までに、電子入札システムホームページの各工事案件内にて掲示するので閲覧すること。  
紙入札においては公告に定める期日までに、ホームページの各案件内に掲示する。

#### 7. 入札に関する条件

- (1) 請負契約書の請負金額は入札書に記載された価格に10%を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、合併入札の場合は対象工事の概要に記載する全ての工事の合計金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札は公告に掲載している予定価格以内最低価格のものをもって落札とする。ただし、最低制限価格を設定した工事においては最低制限価格に達しないものは採用しない。
- (3) 予定価格を超える金額又は最低制限価格未満の金額の入札は無効となるので行わないこと。見積もった金額が予定価格を超えた場合は入札を辞退すること。また、入札書に記載された金額が最低制限価格未満である場合、電子入札システム上は「失格」と表記される場合があるが、上記のとおり無効として取り扱うので留意すること。
- (4) 入札参加者が不正行為等不穏な行動の疑いのある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取り止めることがある。
- (5) 入札保証金は免除する。
- (6) 現場説明はしない。
- (7) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (8) 入札参加者間において、次の基準の関係にある者同士がしたすべての入札（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）は無効とする。
- ア 人的関係  
以下のいずれかに該当する2者以上の場合。
- 1) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の代表権も有している。
  - 2) 個人事業主や組合等の法人の理事が、他の会社の役員等を現に兼ねている。

- (9) 電子入札案件への参加にあたっては、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行うこと。電子入札案件に関する手続きについては、兵庫県電子入札共同運営システム利用規約、兵庫県電子入札共同運営システム伊丹市上下水道局運用基準に従って行うこと。

## 8. 紙入札に関する条件

- (1) 入札者は公告に定める所定時刻に入札会場に入場すること。入場できる者は、1社につき1名とする。入札の参加にあたってはあらかじめ通知した競争参加確認通知書を持参すること。
- (2) 代理人をもって入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- (3) 本局所定の入札書にアラビア数字で記載すること。入札書中、記名押印もしくは件名を欠き、金額の訂正をし、又は文字の判読できないもの等は無効となるので注意すること。

## 9. 積算内訳書

入札額の根拠となる金額を記入した積算内訳書については、電子入札においては、入札書の送信時に、入札書の添付ファイルとして提出すること。紙入札においては入札日当日提出すること。

積算内訳書の提出がない場合は、入札を辞退したものとみなす。

電子入札に係る積算内訳書の提出にあたっては、各案件の積算内訳書（指定様式）をホームページ内に掲載するので、競争参加資格確認通知書を受け取った業者は、通知書に記載されたパスワードにより積算内訳書をダウンロードし作成すること。

## 10. 契約の締結

- (1) 本局が定めた契約書による。
- (2) 契約締結時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、銀行その他上下水道事業管理者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定するもの。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、履行保証保険契約を締結したとき又は工事履行保証証券による保証を付したときは、契約保証金を免除する。
- (3) 工事完成保証人は不要とする。
- (4) 合併入札における契約は各案件毎に行うものとし、各々の契約金額は、落札額を本局の設計額で按分し算出する。

## 11. その他

- (1) 工事の施工に当たっては、災害の防止に努めるとともに、万一に備えて労働者災害補償保険及び第三者に対する損害賠償責任保険等に加入すること。
- (2) 建設労働者の福祉対策として、建設業退職金制度等に加入すること。
- (3) 下請業者の選定並びに建設資材等を購入する場合は、できる限り市内業者を活用すること。

- (4) 下請負については、建設業法で一括して他人に請負わせ又は請負ってはならないことになっているので遵守すること。
- (5) 元請人は、下請負代金や支払条件の決定に当たっては、建設業法その他関係法令を遵守し、下請負人等にしわ寄せが生じないよう努めること。
- (6) 元請業者は、工事の施工に当たって、建設廃棄物の適正な処理を行うため、自らの責任において、処理業者等との協力体制を確立し、円滑な運営を図れるよう努めること。
- (7) 提出された資料等は返却しない。ただし、本局において無断で使用できないものとする。
- (8) 工事の受注者は、本局の「公共工事の施工上の留意事項」を準用し、適正な施工を確保すること。